

「令和6年度神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等」の正誤表

項目及びページ数	正		誤	
<p>4. 公表手数料（公表事務に関する費用） -（2）手数料の金額等 （新規指定事業者用） 4ページ （既存事業者用） 4ページ</p>	<p>令和6年3月1日以降に新規指定を受けた場合（再開事業所を含む）</p>	<p>基本情報に係る公表事務に関する手数料 5,730円</p>	<p>令和6年2月1日以降に新規指定を受けた場合（再開事業所を含む）</p>	<p>基本情報に係る公表事務に関する手数料 5,730円</p>
	<p>【参考】令和6年2月29日以前に指定を受けている場合</p>	<p>基本情報及び運営情報に係る公表事務に関する手数料 6,430円</p>	<p>【参考】令和6年1月31日以前に指定を受けている場合</p>	<p>基本情報及び運営情報に係る公表事務に関する手数料 6,430円</p>
<p>7 訪問調査 -（1）訪問調査の実施対象 （新規指定事業者用） 7ページ</p>	<p>「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、令和6年3月1日以降に新規指定を受けた介護保険事業所について、訪問調査を実施します。</p>		<p>「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、令和6年2月1日以降に新規指定を受けた介護保険事業所について、訪問調査を実施します。</p>	

<p>8. 介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針</p> <p>-2 対象事業所及び項目</p> <p>-(2) 調査を行わないもの</p> <p>(新規指定事業者用)</p> <p>9 ページ</p> <p>(既存事業者用)</p> <p>13 ページ</p>	<p><u>ア</u> 第三者性がある評価機関により、次の（ア）～（カ）に規定する評価を受けた事業所にあつては、別に定める方法によって当該事業所から申出があつた場合は、評価を受けた翌年度の調査の実施の有無を判断する。ただし、新規指定（許可）を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、調査を実施する。</p> <p>（ア）福祉サービス第三者評価</p> <p>（イ）地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）</p> <p>（ウ）運営推進会議、介護・医療連携推進会議等における外部評価</p> <p>（エ）介護サービス評価</p> <p>（オ）特定施設外部評価</p> <p>（カ）その他、公正、客観性があると県が認めた評価</p> <p><u>イ</u> <u>アの規定に関わらず、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、当該サービスの新規指定事業所を除き原則として、調査を行わないこととする。</u></p>	<p><u>ア</u> <u>定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所について</u> <u>標題のサービスについては、原則、調査を行わないこととする。ただし、事業者が調査を希望する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>イ</u> <u>上記以外のサービスについて</u></p> <p>第三者性がある評価機関により、次の（ア）～（カ）に規定する評価を受けた事業所にあつては、別に定める方法によって当該事業所から申出があつた場合は、評価を受けた翌年度の調査の実施の有無を判断する。ただし、新規指定（許可）を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、調査を実施する。</p>
--	--	---

		<p>(ア) 福祉サービス第三者評価</p> <p>(イ) 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）</p> <p>(ウ) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議等における外部評価</p> <p>(エ) 介護サービス評価</p> <p>(オ) 特定施設外部評価</p> <p>(カ) その他、公正、客観性があると県が認めた評価</p>
--	--	--